

別表1

| | | | |
|------|---------------------|---|---|
| (1) | 指定販売店 | | |
| (2) | 目的物件 | 別表2(B)記載のとおり | |
| (3) | 物件設置場所 | 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院 内視鏡室 | |
| (4) | 賃貸借契約期間 | 契約期間開始日： 契約期間満了日： | |
| (5) | 基準期間 | イ 期 | 賃貸借契約期間を、契約期間開始日から12カ月毎に区切りそれぞれの期間を「期」とし、賃貸借契約期間を第1期から第6期に区分する。 |
| | | ロ 半期 | 各期につきその前半の6カ月を前期、後半の6カ月を後期とし、それぞれの期の前期及び後期を「半期」とする。 |
| (6) | 症例予定数 | 1期前期から6期後期を通じ、月当たり「〇〇〇症例」を症例予定数とする。 | |
| (7) | 賃貸借料金 | イ 賃貸借料金基準金額 | — |
| | | ロ 1症例単価 | — |
| (8) | 支払期日 | 賃貸借料金及びその消費税につき賃貸借契約期間開始の月の翌々月から賃貸借契約終了月の翌々月まで毎月月末限り | |
| (9) | 支払方法 | 受注者指定の銀行預金口座宛振込による | |
| (10) | 契約内容改定時期 | 第4期前期の期首日、第6期前期の期首日 | |
| (11) | 契約内容改定方法（第4期前期の期首日） | 第1期前期の期首日から第3期前期の期末日までに実際に実施された症例の合計数を、第1期前期から第3期前期までの症例予定累計数により除し、その達成比率を百分率により算出し、これを(12)の契約内容改定基準に当てはめ、該当する結果に従って、契約内容の変更を行うものとする。 | |
| | 契約内容改定方法（第6期前期の期首日） | 第3期後期の期首日から第5期前期の期末日までに実際に実施された症例の合計数を、第4期前期から第5期後期までの症例予定数(第4期期首日に改定された後の症例予定数)の合計により除し、その達成比率を百分率により算出し、これを(12)の契約内容改定基準に当てはめ、該当する結果に従って、契約内容の変更を行うものとする。 | |
| (12) | 契約内容改定基準（第4期前期の期首日） | 発注者の選択により契約内容改定基準表A又は同Bいずれかの記載のとおり。但し、達成比率が95%未満である場合には、発注者は、契約内容改定基準表Aを選択することはできない。 | |
| | 契約内容改定基準（第6期前期の期首日） | 契約内容改定基準表B1の記載のとおり。 | |
| (13) | 損害賠償金 | 賃貸借料金基準金額から、解約時まで発注者より受注者へ支払われた賃貸借料金の累計額を控除した金額 | |
| (14) | 遅延損害金 | 年14% | |
| (15) | 特約 | | |

別表2(A) メンテナンスサービス

| 受注者指定業者実施事項 | | | |
|----------------|-------------------|---------------------|---|
| (1) | 受注者指定業者 | | |
| (2) | メンテナンス サービスの内容 | ① サポート | ・故障発生時の電話による対処方法、修理業務の受付、その他メンテナンスサービスに関する問合せ。 |
| | | ② 指導 | ・製造者又は受注者指定業者が必要と判断したとき、機器取扱い説明等を含む。 |
| | | ③ 代替品取次ぎ | ・代替品の手配、設置、代替品の引き取りを行う。 |
| メンテナンス指定業者実施事項 | | | |
| (1) | メンテナンス サービスの内容 | ① 修理 | <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス物件のうち、本契約の別表において「メンテナンス」項目で「有」として修理対象とされたもの(以下、「修理対象物件」という)を対象とする。 ・修理対象物件の部品の交換方法・範囲・再使用の可否は製造者又は受注者指定業者が判断し決定するものとする。 ・交換された修理対象物件の旧部品の所有権(それに付随する知的財産権を含むがこれに限らない)は製造者に帰属し、製造者はこれを任意に処分できるものとする。 ・修理で使用する修理対象物件の部品は製造者が指定する標準部品とする。 ・修理対象物件のデータの記録部分に係わる修理又は記録装置の修理に際して、バックアップは発注者の責任において行われるものとする。受注者又はメンテナンス指定業者は、バックアップの作成の有無にかかわらず、修理対象物件のデータ毀損又は消失等については一切の責任を負わない。 ・メンテナンス指定業者は、発注者が製造者の指示する洗浄、消毒、滅菌、除菌の後、修理業務を開始する。 |
| | | ② 点検整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス物件を点検対象機器とする。 ・点検整備の内容は、製造者所定の「オリンパス保守契約点検マニュアル」の整備項目に則る。 |
| 製造者実施事項 | | | |
| (1) | メンテナンス サービスの内容 | ① 代替品 | <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス物件のうち、本契約の別表において「代替品」項目で「有」とされたメンテナンス物件(以下、「代替品対象物件」という)について、製造者の判断に基づき、代替品対象物件と同品又は同等品を供給する。但し、代替品対象物件の消耗品(記録メディア、プリンタナー等を含むがこれらに限らない)は代替品対象物件から除く。 ・代替品の貸し出し期間は、代替品の着荷時から修理完成品が発注者に到着する時までとし、発注者はその修理完成品受領後速やかに、代替品を原状に復した上で返却しなければならない。 ・発注者の過失により代替品が故障した場合、受注者は、その修理費用を発注者に対して請求できるものとする。 |
| | | ② 製造者による受付・実施時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造者による本契約に基づくメンテナンスサービス業務の実施時期は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び製造者指定休日を除く平日(以下、「指定平日」という)の9時から17時の範囲(以下、「標準時間帯」という)とする。 ・製造者による本契約に基づくメンテナンスサービス業務の受付時期は、指定平日の標準時間帯の範囲とする。 ・発生した故障の修理に要する部品・消耗部品・消耗品(以下、「部品等」という)の製造者による供給受付時期は、指定平日の標準時間帯の範囲とする。 ・代替品の製造者による供給受付時期は、指定平日の9時から16時の範囲とし、発送は翌指定平日とする。代替品および部品等の供給を全てにわたり保証するものではなく、品質上の問題がある、又は一部特定機種に貸出依頼が集中した場合には、この限りではない。 |
| | | ③ コールセンターによる受付・実施時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借専用コールダイヤルは0120-55-7149とし、製造者は、コールセンターによるメンテナンスサービスを提供するものとする。 ・コールセンターの受付時期は、指定平日の8時45分から18時及び土曜日(製造者が別途休日と指定する場合を除く)の8時45分から15時の範囲とする。 ・代替品のコールセンターによる供給受付時期は、指定平日の8時45分から18時及び土曜日(製造者が別途休日と指定する場合を除く)の8時45分から15時の範囲とし、発送は翌指定平日とする。但し、代替品の供給を全てにわたり保証するものではなく、品質上の問題がある、又は一部特定機種に貸出依頼が集中した場合には、この限りではない。 |
| | | ④ コールセンターへのコンタクト方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・発注者がコールセンターに電話でコンタクトした上で契約番号を伝える。 ・発注者から受注者指定業者に対して依頼があった場合、受注者指定業者が発注者の代理として前号を実施する。 ・受注者指定業者は、インターネットのWebサイトを利用して製造者にコンタクトする。 |
| | | ⑤ コールセンターの対応方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターが、直接発注者に対して対応する。 ・コールセンターが、受注者指定業者に対して必要な対応を指示する。 ・前号において、指示を受けた受注者指定業者又は製造者が発注者に対して対応を行う。 ・前号において、対応状況、結果などについて、コールセンター若しくは受注者指定業者又は製造者から発注者に対して回答・報告を行う。 |

| その他事項 | |
|-------|---|
| (1) | <p>メンテナンスサービスから除外されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスサービス時に製造者が使用する設置場所の電源・水道・排水等設備に関する費用 ・貸与物件の標準構成以外のオプション品、標準付属品の追加、及び消耗品（光源ランプ、吸引ボタン、送気・送水ボタン、鉗子栓、フィルム、各種記憶媒体、バッテリーユニット、スコープケーブル、フットスイッチ、処置具等他付属品等） ・カプセル内視鏡におけるバッテリーパック交換 ・メンテナンス物件に含まれない製品 ・本契約の別表の「修理対応期間」項目に記載された期間を経過した修理対象物件 ※ 点検整備については、引き続き本契約の契約期間継続中は、これを行う。 ・発注者による指示に基づき製造者が行った設計又は作成した仕様による機能又はそれを搭載した機器 ・メンテナンス物件の取扱上の注意事項に則った稼動環境にするためのメンテナンス物件設置場所の改良作業 ・天災地変、暴動、労働争議その他の不可抗力若しくは法令の改廃、運送中の事故、改造、加工若しくは付加又は発注者に故意又は重大な過失が認められた場合 ・外観上の傷、汚れ、凹み、割れ等、メンテナンス物件の機能面に影響を及ぼさない場合 ・製造者又は受注者指定業者以外の者によるメンテナンス物件への改造、修理若しくはオーバーホールが認められた場合 ・メンテナンス物件のうち、本契約の別表2(C)において指定される「メンテナンスサービスのみ物件」において、製造者又は受注者指定業者による契約前事前動作確認により、正常な状態でないと判断された場合。但し、別途発注者負担にて当該修理を完了させた場合この限りではない ・メンテナンス物件の取扱上の注意事項及び関連する法令に則った稼動環境又は使用方法を逸脱した状況での使用、取扱い若しくは保管（移設又は据付を含む）がされたメンテナンス物件 ・メンテナンス物件の添付文章及び取扱説明書等により示された取扱い上の注意事項、使用方法、洗浄方法、消毒方法、滅菌方法、その他注意事項に従わない使用、取扱い、または保管（移設又は据え据付を含む）状態にあると製造者が合理的に推測する故障、破損。但し、発注者が製造者に責任があることを明確に立証した場合はこの限りではない ・メンテナンス物件以外のもの（発注者による指示に基づき製造者が行なった設計又は作成した仕様による機器を含む）又はメンテナンス物件の設置環境から受けた障害 ・メンテナンス物件と互換性がない製品・部品をメンテナンス物件に搭載したために発生した障害 ・発注者が賃貸借契約上の義務を履行しない場合 ・運送中の事故により生じた故障の場合（製造者又は受注者指定業者が委託した運送業者の責による運送中の事故は除く） ・修理不能の場合の点検、代替品の提供と修理 ・発注者が、コールセンターによる録音、記録を拒否した場合 |

別表2(B)賃貸借貸与物件 明細

| 明細 No | 設置位置 | 製品名 | 型式 | 貸与開始日～予定終了日 | メンテナンス | 代替品 | 変更 | 交換可能 カテゴリ |
|----------|------|---------------------------------|-------------|----------------------|--------|-----|----|--------------|
| B001 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B002 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B003 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B004 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B005 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B006 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B007 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B008 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B009 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |
| B010 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 202 |
| B011 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 202 |
| B012 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 202 |
| B013 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 202 |
| B014 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | PCF-H290TI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 不可 | 202 |
| B015 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | PCF-H290TI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 不可 | 202 |
| B016 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | PCF-Q260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 202 |
| B017 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | PCF-Q260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 202 |
| B018 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA十二指腸ビデオスコープ | JF-260V | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 203 |
| B019 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-Q260J | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 可 | 201 |

別表2(C)発注者保有資産メンテナンス対象物件 明細

| 明細 No | 設置位置 | 製品名 | 型式 | 修理対応期間 | メンテナンス | 代替品 | 資産区分 |
|-------|------|---------------------------------|-------------|----------------------|--------|-----|-------|
| C001 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITEビデオシステムセンター | CV-290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C002 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITEビデオシステムセンター | CV-290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C003 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITEビデオシステムセンター | CV-290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C004 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITEビデオシステムセンター | CV-290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C005 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE高輝度光源装置 | CLV-290SL | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C006 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE高輝度光源装置 | CLV-290SL | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C007 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE高輝度光源装置 | CLV-290SL | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C008 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE高輝度光源装置 | CLV-290SL | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C009 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV261H | 2018/4/1 - 2020/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C010 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV261H | 2018/4/1 - 2020/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C011 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV261H | 2018/4/1 - 2020/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C012 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV262H | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C013 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV262H | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C014 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV262H | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C015 | 内視鏡室 | 高解像LCDモニター | OEV262H | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C016 | 内視鏡室 | 高解像液晶モニター | OEV191H | 2018/4/1 - 2019/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C017 | 内視鏡室 | モバイルワークステーション | WM-NP2 セット1 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 無 | 施設保有品 |
| C018 | 内視鏡室 | モバイルワークステーション | WM-NP2 セット1 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 無 | 施設保有品 |
| C019 | 内視鏡室 | モバイルワークステーション | WM-NP2 セット1 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 無 | 施設保有品 |
| C020 | 内視鏡室 | モバイルワークステーション | WM-NP2 セット1 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 無 | 施設保有品 |
| C021 | 内視鏡室 | 炭酸ガス送気装置 | UCR | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C022 | 内視鏡室 | 炭酸ガス送気装置 | UCR | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C023 | 内視鏡室 | 炭酸ガス送気装置 | UCR | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C024 | 内視鏡室 | 炭酸ガス送気装置 | UCR | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C025 | 内視鏡室 | バルーンコントロールユニット | OBCU | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C026 | 内視鏡室 | 拡大観察コントローラー | MAJ-570 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C027 | 内視鏡室 | 拡大観察コントローラー | MAJ-570 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C028 | 内視鏡室 | 拡大観察コントローラー | MAJ-570 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C029 | 内視鏡室 | 内視鏡用洗浄ポンプ | OFP | 2018/4/1 - 2019/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C030 | 内視鏡室 | 内視鏡用送水ポンプ | OFP-2 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C031 | 内視鏡室 | 内視鏡用送水ポンプ | OFP-2 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C032 | 内視鏡室 | 内視鏡用送水ポンプ | OFP-2 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C033 | 内視鏡室 | 内視鏡用送水ポンプ | OFP-2 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C034 | 内視鏡室 | 内視鏡用送水ポンプ | OFP-2 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C035 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C036 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H290Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C037 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-HQ290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C038 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-HQ290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C039 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-HQ290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C040 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-HQ290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C041 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-HQ290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C042 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-HQ290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C043 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-2TQ260M | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C044 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C045 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C046 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C047 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C048 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C049 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C050 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C051 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C052 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |

| 明細 No | 設置位置 | 製品名 | 型式 | 修理対応期間 | メンテナンス | 代替品 | 資産区分 |
|-------|------|-----------------------------|--------------|----------------------|--------|-----|-------|
| C053 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C054 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C055 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C056 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C057 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C058 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-H260Z | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C059 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA上部消化管汎用ビデオスコープ | GIF-XP260NS | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C060 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | PCF-Q260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C061 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | PCF-Q260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C062 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | PCF-Q260JI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C063 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | CF-HQ290I | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C064 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | CF-HQ290I | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C065 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | CF-HQ290I | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C066 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | CF-HQ290I | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C067 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | CF-HQ290ZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C068 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE大腸ビデオスコープ | CF-HQ290ZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C069 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C070 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C071 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C072 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C073 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C074 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C075 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C076 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C077 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA大腸ビデオスコープ | CF-H260AZI | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C078 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA十二指腸ビデオスコープ | JF-260V | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C079 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA十二指腸ビデオスコープ | JF-260V | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C080 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA十二指腸ビデオスコープ | TJF-260V | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C081 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA十二指腸ビデオスコープ | JF-240 | 2018/4/1 - 2021/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C082 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE気管支ビデオスコープ | BF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C083 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA ELITE気管支ビデオスコープ | BF-H290 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C084 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA気管支ビデオスコープ | BF-1T260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C085 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA気管支ビデオスコープ | BF-260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C086 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA気管支ビデオスコープ | BF-260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C087 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA気管支ビデオスコープ | BF-P260F | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C088 | 内視鏡室 | EVIS LUCERA気管支ビデオスコープ | BF-XP260F | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C089 | 内視鏡室 | 内視鏡用超音波観測装置 | EU-ME1 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C090 | 内視鏡室 | プローブ駆動ユニット | MAJ-935 | 2018/4/1 - 2021/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C091 | 内視鏡室 | 自動注水装置(超音波内視鏡用) | UWS-1 | 2018/4/1 - 2019/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C092 | 内視鏡室 | 超音波ガストロビデオスコープ | GF-UE260-AL5 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C093 | 内視鏡室 | 超音波ガストロビデオスコープ | GF-UCT260 | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C094 | 内視鏡室 | 超音波気管支ファイバースコープ | BF-UC260FW | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C095 | 内視鏡室 | 超音波洗浄器 | ENDOSONIC | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |
| C096 | 内視鏡室 | 超音波洗浄器 | ENDOSONIC | 2018/4/1 - 2024/3/31 | 有 | 有 | 施設保有品 |

別表2(D)下取対象品 明細

| 明細 No | 設置位置 | 製品名 | 型式 | 下取品引渡日 |
|-------|------|-----|----|--------|
| 該当無し | | | | |

別表2(F)バックアップスコープ物件 明細

| 明細 No | 設置位置 | 製品名 | 型式 | 貸与開始日～予定終了日 |
|-------|------|-----|----|-------------|
| 該当無し | | | | |

契約内容改定基準表 A

| ①達成比率 | ②契約内容の変更の有無 | ③契約内容改定時期以後の月当たりの症例予定数 | ④賃貸借契約期間の満了日 | ⑤契約内容改定時期以後の1症例単価 |
|------------------|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 120%以上 | 改定該当 | 別表1記載の症例予定数に達成比率を乗じた数 (小数点以下四捨五入) | 第5期後期の期末日 | 下記B式によって得られた金額 但し、保守還元割引の適用がある場合には、下記B式によって得られた金額から下記C式によって得られた金額を控除した金額 |
| 105%以上 120%未満 | 改定該当 | 別表1記載の症例予定数に達成比率を乗じた数 (小数点以下四捨五入) | 賃貸借契約期間開始日から下記A式によって算出された月数に相当する月の末日 | 変更なし 但し、保守還元割引の適用がある場合には、下記B式によって得られた金額から下記C式によって得られた金額を控除した金額 |
| 95%以上 105%未満 | 改定不該当 | 変更なし | 変更なし | 変更なし 但し、保守還元割引の適用がある場合には、下記B式によって得られた金額から下記C式によって得られた金額を控除した金額 |

| | |
|-----|--|
| A式: | 72(カ月)を、達成比率によって除して得られた数(小数点以下切り捨て) |
| B式: | 第3期前期までに支払われた賃貸借半期実績料金の累計額と、第3期後期に支払われると予想される金額[*1]を足し合わせた金額を賃貸借料金基準金額から控除し、契約内容改定後④記載の賃貸借契約期間満了日までの期間に予定される症例数[*2]で除した金額(小数点以下四捨五入) ※1 第3期前期末日時点で有効な1症例単価に、同時点で有効な別表1記載の症例予定数に6及び達成比率を順次乗じて得られた数を乗じて算出する金額 ※2 契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じて算出する症例数 参考式: $[\text{賃貸借料金基準金額} - (\text{第3期前期までに支払われた賃貸借半期実績料金の累計額} + \text{賃貸借料金の半期分に達成比率を乗じて算出した料金})] \div (\text{契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じた症例数})$ |
| C式: | 保守還元割引額[*3]を契約内容改定後④記載の賃貸借契約期間満了日までの期間に予定される症例数で除した金額(小数点以下四捨五入) ※3 保守還元割引額とは保守還元割引計算表により算出される金額を指す 参考式: $\text{保守還元割引額} \div (\text{契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じた症例数})$ |

契約内容改定基準表 B

| ①達成比率 | ②契約内容の変更の有無 | ③契約内容改定時期以後の月当たりの症例予定数 | ④賃貸借契約期間の満了日 | ⑤契約内容改定時期以後の1症例単価 |
|-----------------|-------------|--------------------------------------|--------------|---|
| 105%以上 | 改定該当 | 別表1記載の症例予定数に達成比率を乗じた数 (小数点以下四捨五入) | 変更なし | 下記B式によって得られた金額 但し、保守還元割引の適用がある場合には、下記B式によって得られた金額から下記C式によって得られた金額を控除した金額 |
| 95%以上 105%未満 | 改定不該当 | 変更なし | 変更なし | 変更なし 但し、保守還元割引の適用がある場合には、下記B式によって得られた金額から下記C式によって得られた金額を控除した金額 |
| 95%未満 | 改定該当 | 別表1記載の症例予定数に達成比率を乗じた数 (小数点以下四捨五入) | 変更なし | 下記B式によって得られた金額 但し、保守還元割引の適用がある場合には、下記B式によって得られた金額から下記C式によって得られた金額を控除した金額 |

| | |
|------------|---|
| <p>B式:</p> | <p>第3期前期までに支払われた賃貸借半期実績料金の累計額と、第3期後期に支払われると予想される金額[*1]を足し合わせた金額を賃貸借料金基準金額から控除し、契約内容改定後④記載の賃貸借契約期間満了日までの期間に予定される症例数[*2]で除した金額(小数点以下四捨五入)</p> <p>※1 第3期前期期末日時点で有効な1症例単価に、同時点で有効な別表1記載の症例予定数に6及び達成比率を順次乗じて得られた数を乗じて算出する金額</p> <p>※2 契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じて算出する症例数</p> <p>参考式: $\frac{\text{賃貸借料金基準金額} - (\text{第3期前期までに支払われた賃貸借半期実績料金の累計額} + \text{賃貸借料金の半期分に達成比率を乗じて算出した料金})}{(\text{契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じた症例数})}$ </p> |
| <p>C式:</p> | <p>保守還元割引額[*3]を契約内容改定後④記載の賃貸借契約期間満了日までの期間に予定される症例数で除した金額(小数点以下四捨五入)</p> <p>※3 保守還元割引額とは保守還元割引計算表により算出される金額を指す</p> <p>参考式: $\text{保守還元割引額} \div (\text{契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じた症例数})$ </p> |

契約内容改定基準表 B1

| ①達成比率 | ②契約内容の変更の有無 | ③契約内容改定時期以後の月当たりの症例予定数 | ④賃貸借契約期間の満了日 | ⑤契約内容改定時期以後の1症例単価 |
|-----------------|-------------|--------------------------------------|--------------|-------------------|
| 105%以上 | 改定該当 | 別表1記載の症例予定数に達成比率を乗じた数 (小数点以下四捨五入) | 変更なし | 下記B式によって得られた金額 |
| 95%以上 105%未満 | 改定不該当 | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 95%未満 | 改定該当 | 別表1記載の症例予定数に達成比率を乗じた数 (小数点以下四捨五入) | 変更なし | 下記B式によって得られた金額 |

B式: 第5期前期までに支払われた賃貸借半期実績料金の累計額と、第5期後期に支払われると予想される金額[※1]を足し合わせた金額を賃貸借料金基準金額から控除し、契約内容改定後④記載の賃貸借契約期間満了日までの期間に予定される症例数[※2]で除した金額(小数点以下四捨五入)
 ※1 第5期前期期末日時点で有効な1症例単価に、同時点で有効な別表1記載の症例予定数に6及び達成比率を順次乗じて得られた数を乗じて算出する金額
 ※2 契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じて算出する症例数

参考式:

$$\{ \text{賃貸借料金基準金額} - (\text{第5期前期までに支払われた賃貸借半期実績料金の累計額} + \text{賃貸借料金の半期分に達成比率を乗じて算出した料金}) \} \div (\text{契約内容改定時より④記載の満了日までの期間に相当する月数に③記載の数を乗じた症例数})$$

保守還元割引計算表

保守還元割引計算表

①還元割引実施日： 賃貸借契約開始日の属する月から起算して37ヶ月目以降

②還元基準金額：

| 修理費発生率 | 保守還元割引額（小数点以下四捨五入） |
|------------|--------------------------------|
| 30%未満 | 還元基準金額の72分の1に36を乗じた額の30%相当額 |
| 30%以上50%未満 | 還元基準金額の72分の1に36を乗じた額の20%相当額 |
| 50%以上70%未満 | 還元基準金額の72分の1に36を乗じた額の10%相当額 |
| 70%以上 | 適用外とする（保守還元割引額はなしとし、0円として処理する） |

計算式（小数点以下四捨五入）：

修理費発生率（%）＝実修理費÷（還元基準金額×30ヶ月÷72ヶ月）×100（%）

実修理費： 契約開始日から30ヶ月経過した日までに実際に発生したメンテナンスサービスに関する費用
但し、この修理費とは、オリンパスが実際に行った修理に関する費用合計額と発注者が事前に受注者に
申請し受注者が特に認めたものとの合計額とする。

カテゴリ対照表

| カテゴリ | 製品種別 |
|------|----------------|
| 1 | ビデオシステム |
| 2 | 光源装置 |
| 3 | モニター |
| 4 | トロリー |
| 5 | 喉頭スコープ |
| 6 | 気管支スコープ |
| 7 | 腹腔・胸腔スコープ |
| 8 | エネルギーシステム |
| 9 | プリンター |
| 10 | 内視鏡用吸引器 |
| 11 | 内視鏡洗滌消毒装置 |
| 12 | 内視鏡周辺機器 |
| 102 | 胆道スコープ |
| 201 | 上部消化管汎用スコープ |
| 202 | 大腸スコープ |
| 203 | 十二指腸スコープ |
| 204 | 小腸スコープ |
| 205 | 超音波スコープ |
| 206 | 超音波観測装置 |
| 207 | 超音波ケーブル |
| 208 | プローブ駆動ユニット |
| 209 | ヒートプローブ装置 |
| 210 | 拡大観察コントローラー |
| 211 | 内視鏡用洗浄ポンプ |
| 212 | 内視鏡用炭酸ガス送気装置 |
| 213 | バルーンコントロールユニット |
| 214 | 形状観測装置 |
| 215 | ビデオコンバーター |
| 216 | カプセル内視鏡 |
| 217 | RFA電源装置 |
| 218 | 超音波洗浄装置 |

変更手数料算出基準表

変更手数料算出基準

| | | |
|-----------|--|--------|
| (1) 変更手数料 | 本契約締結時に有効なオリンパスが定める変更対象物件の希望販売価格(消費税別)に(2)に定める変更手数料率を乗じた金額(消費税(小数点以下切捨て)は別途) | |
| (2) | 変更手数料率表 | |
| | 変更時期 | 変更手数料率 |
| | 契約開始日より13ヶ月以上19ヶ月未満 | 26% |
| | 契約開始日より19ヶ月以上25ヶ月未満 | 23% |
| | 契約開始日より25ヶ月以上31ヶ月未満 | 20% |
| | 契約開始日より31ヶ月以上37ヶ月未満 | 18% |
| | 契約開始日より37ヶ月以上43ヶ月未満 | 16% |
| | 契約開始日より43ヶ月以上49ヶ月未満 | 14% |
| | 契約開始日より49ヶ月以上 | 13% |

変更時調整金算出基準表

変更時調整金算出基準

| | | |
|-----|--------------------|---|
| (1) | 変更時調整金による調整が行われる場合 | <p>変更時調整金による調整は、以下の場合を除いて行われるものとする。</p> <p>①使用終了日までにVPP契約所定の契約内容の改定が行われていない場合であって、使用終了日の4ヶ月前時点までの予定症例数に対する実績症例数の達成比率が95%以上105%未満のとき</p> <p>②使用終了日までにVPP契約所定の契約内容の改定が行われた場合であって、実施された契約改定の内容が、期間変更を実施せず且つ、予定症例数の変更を実施しない場合において、使用終了日の4ヶ月前までの予定症例数に対する実施症例数の達成比率が95%以上105%未満のとき</p> |
| (2) | 変更時調整金の額と支払義務者 | <p>変更対象物件部分について、変更対象物件の使用終了日までの期間中に予定症例数累計に基づいて発生することが予測される賃貸借料金合計(以下、「予測値」、(3)算出方法Aによる)と同期間に実際に発生することが使用終了日の4ヶ月前時点において見込まれる賃貸借料金の累計金額(以下、「実績見込値」、(4)算出方法Bによる)との差を変更時調整金の額(小数点以下切捨て)とし、これが正の値のときは発注者を支払義務者とし、これが負の値の時は受注者を支払義務者とする</p> |
| (3) | 算出方法A | <p>①使用終了日までに第8条に定める契約内容の改定が行われていない場合 使用終了日までの予定症例数累計に変更対象物件部分相当の1症例単価として受注者が定める金額を乗じた金額</p> <p>②使用終了日までに第8条に定める契約内容の改定が行われた場合 使用終了日までの契約内容の改定前の基準による予定症例数累計に変更対象物件部分相当の1症例単価として受注者が定める金額を乗じた金額</p> |
| (4) | 算出方法B | <p>変更対象物件部分についての、使用終了日の4ヶ月前までに実際に発生したVPP料金の累計と使用終了日の4ヶ月前の翌日以降使用終了日までの期間に有効な変更対象物件部分相当の1症例単価及びVPP契約開始時から、使用終了日の4ヶ月前までに実施された1ヶ月あたりの症例数の平均に基づき発生が見込まれるVPP料金の累計の和の金額</p> |

変更手数料・変更時調整金精算方法

変更手数料・変更時調整金精算方法

| | | |
|-------------------------|--|---|
| (1) 精算方法 | | <p>①発注者が変更時調整金の支払義務者である場合 発注者は、受注者に対し、変更手数料の額と変更時調整金の額とを合算したものを(以下、「発注者の支払合算額」という)を、(2)の方法により支払う。</p> <p>②受注者が変更時調整金の支払義務者である場合 変更手数料の額が変更時調整金の額を上回る場合には、発注者が、受注者に対し、両者の差額(以下、「発注者の支払差額」という)を(2)の方法により支払うものとし、変更時調整金の額が変更手数料の額を上回る場合には、受注者が発注者に対し、両者の差額(以下、「受注者の支払差額」という)を(3)の方法により支払うものとする。</p> |
| (2) 発注者による元利均等払方式による分割払 | | <p>①発注者の支払合算額及び発注者の支払差額には利息を付する。その利息に適用される金利は、使用終了日の翌日の4ヶ月前時点での長期プライムレート及びその後の市中金利変動等を考慮して受注者が決定する率によるものとする。</p> <p>②発注者の支払合算額又は発注者の支払差額及びそれらの利息は、1年を12ヶ月として月単位で利息を計算する元利均等払方式による48回分割払とし、支払期日を使用終了日の翌日の属する月の翌々月から始まり48ヶ月目にいたるまでの毎月末日とする。但し、発注者は、自己の選択により(4)の精算期日までに受注者指定の銀行預金口座への全額一括振込により支払うことができる。</p> |
| (3) 受注者による一括払い | | <p>受注者の支払差額は、これに利息を付さず、(4)の精算期日までに発注者指定の銀行預金口座への振込にて一括して支払われるものとする。但し、この義務は、同日を期日とする発注者の受注者に対する支払債務と対等額において相殺されるものとする。</p> |
| (4) 精算期日 | | <p>使用終了日の翌日の属する月の翌々月末日</p> |

内視鏡ビデオスコープ等賃貸借 月次症例報告シート

FAX送信先 :

下表に内視鏡下診療行為数を記入の上、「確認印」欄に担当者様の捺印をお願いいたします。
 症例数は1検査・1手技でご記入下さい。1検査につき2手技ある際は、保険点数の高い方をカウントして下さい。
 翌月10日までに上記送信先にFAXにてご報告をお願いいたします。

※ご不明点等のお問合せ、記入用紙の追加ご用命等は、下記連絡先までお寄せください。

【お問合せ先】

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 契約番号 | |
| 物件使用者 (施設名称) | 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院 |

| A: 上部消化管 | | | | | | |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 内: EMR・ポリペク | | | | | | |
| 内: ESD | | | | | | |
| 内: 健診 | | | | | | |
| B: 下部消化管 | | | | | | |
| 内: EMR・ポリペク | | | | | | |
| 内: ESD | | | | | | |
| 内: 健診 | | | | | | |
| C: その他 (胆膵・気管支含む) | | | | | | |
| 胆膵 | | | | | | |
| 内: 砕石 | | | | | | |
| 内: EST | | | | | | |
| 内: スtent | | | | | | |
| 気管支 | | | | | | |
| カプセル内視鏡 | | | | | | |
| TOTAL= (A+B+C) 症例数 | 0例 | 0例 | 0例 | 0例 | 0例 | 0例 |
| 契約症例数(月) | | | | | | |
| 報告シート 提出日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |
| 確認印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 |